

川崎市上下水道局規程第7号

川崎市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月24日

川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋 之

川崎市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局安全衛生管理規程（昭和61年川崎市水道局規程第1号）の一部を次のように改正する。

第21条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 委員長が必要と認めるときは、部会を設置することができる。
- 4 前項の部会について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。